政　令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年一月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項、第五項及び第六項、第六条第二項第四号、第十五条第一項ただし書並びに第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

4　法第四条第六項の特定第二種国内希少野生動植物種は、別表第四に掲げる種とする。

第二条第二号ロ中「(6)並びに(8)の1の項並びにハ」を「(7)並びに(9)の1の項、ロの(1)並びにニ」に改め、同条第三号中「5の項、(12)の1の項、(14)の2の項、(15)、(19)、(20)の1の項、(24)、(29)、(30)、(31)、(39)の2の項及び4の項、(42)の1の項、(44)、(45)、(48)の2の項、(51)並びに(52)」を「6の項、(9)の1の項、(10)、(13)の1の項、(15)の2の項、(16)、(20)の1の項、(21)の1の項、(25)、(31)、(32)、(33)、(41)の5の項及び8の項、(44)の1の項及び3の項、(47)、(48)、(51)の2の項、(54)並びに(55)」に改める。

第三条及び第四条第二号中「別表第四」を「別表第五」に改める。

第五条中「別表第五」を「別表第六」に改める。

第七条第一項中「第十五条第一項」を「第十五条第一項ただし書」に改める。

第八条第三号ハ中「別表第六」を「別表第七」に改める。

第九条第二号中「別表第六の12の項」を「別表第七の12の項」に改める。

第十条中「別表第五の4の項」を「別表第六の4の項」に改める。

第十三条及び第十八条中「別表第五の2の項」を「別表第六の2の項」に改める。

別表第一の表二の第一の一のロ中⑵を⑶とし、⑴の次に次のように加える。

⑵　きくがしらこうもり科	
1	*Rhinolophus cornutus orii*（オリイコキクガシラコウモリ）
2	*Rhinolophus pumilus pumilus*（オキナワコキクガシラコウモリ）

別表第一の表二の第一の二中ホをチとする。

別表第一の表二の第一の二の⑵に次の一項を加える。

2	*Puffinus lherminieri bannermani*（セグロミズナギドリ）

別表第一の表二の第一の二中ニをトとする。

別表第一の表二の第一の二のハに次のように加える。

⑵　ひたき科	
1	*Turdus celaenops*（アカコッコ）

別表第一の表二の第一の二中ハをホとし、その次に次のように加える。

ヘ　ペリカン目	
⑴　さぎ科	
1	*Ixobrychus eurhythmus*（オオヨシゴイ）

別表第一の表二の第一の二中ロをハとし、その次に次のように加える。

ニ　つる目	
⑴　くいな科	
1	*Coturnicops exquisitus*（シマクイナ）

別表第一の表二の第一の二のイの次に次のように加える。

ロ　こうのとり目	
⑴　とき科	
1	*Platalea minor*（クロツラヘラサギ）

別表第一の表二の第一の三のイの⑵中1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	*Takydromus dorsalis*（サキシマカナヘビ）

別表第一の表二の第一の三のロの⑴中1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	*Hebius concelarus*（ミヤコヒバァ）

別表第一の表二の第一の三に次のように加える。

ハ　かめ目	
⑴　いしがめ科	
1	*Geoemyda japonica*（リュウキュウヤマガメ）

別表第一の表二の第一の四のロの⑴中6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項の次に次の一項を加える。

5	*Hynobius tokyoensis*（トウキョウサンショウウオ）

別表第一の表二の第一の五のイの⑵中3の項を5の項とし、2の項を4の項とし、1の項の次に次の二項を加える。

2	*Acheilognathus tabira nakamurae*（セボシタビラ）
3	*Hemigrammocypris neglectus*（カワバタモロコ）